

藤沢市図書館に関する規則の一部改正について
藤沢市図書館に関する規則の一部を次のように改正する。

2007年（平成19年）3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成19年6月1日

提案理由

この規則を提出したのは、市民サービスの向上を図るため開館日の拡大及び図書館資料の貸出冊数・貸出期間を変更する必要による。

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 川 島 一 明

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市図書館に関する規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 総合市民図書館にあつては、毎月の第2及び第4水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、当該休日後最初に到来する休日でない日）。南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館並びに分室にあつては、月曜日（その日が休日に当たる場合は、当該休日後最初に到来する休日でない日）。ただし、8月31日が月曜日に当たる場合を除く。

第5条第1項第2号中「市民図書室」を「分室」に改める。

第9条第1項の表図書・雑誌資料の項中「6冊以内」を「10冊以内(分室にあつては、6冊以内)」に改め、同表録音資料の項中「3点」を「5点」に改め、同表一般用ビデオテープの項を次のように改める。

一般用映像資料	2点以内	15日間	利用日当日
---------	------	------	-------

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市図書館に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 61 年 9 月 29 日 教委規則第 4 号</p> <p>藤沢市図書館に関する規則(昭和 38 年 8 月藤沢市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。</p> <p>(休館日)</p> <p>第 5 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総合市民図書館にあつては、毎月の第 2 及び第 4 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、当該休日後最初に到来する休日でない日)。南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館並びに分室にあつては、月曜日(その日が休日に当たる場合は、当該休日後最初に到来する休日でない日)。ただし、8 月 31 日が月曜日に当たる場合を除く。</p> <p>(2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日(分室)にあつては、同月 28 日)から同月 31 日まで</p> <p>(3) 特別整理期間(1 会計年度において、10 日を超えない範囲内で教育委員会が指定する期間)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館日に休館し、又は休館日に開館することができる。</p> <p>(図書館資料及び視聴覚機材の貸出数、貸出期間及び申込開始日)</p> <p>第 9 条 図書館資料及び視聴覚機材を同時に貸出しできる数並びに図書館</p>	<p>○藤沢市図書館に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 61 年 9 月 29 日 教委規則第 4 号</p> <p>藤沢市図書館に関する規則(昭和 38 年 8 月藤沢市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。</p> <p>(休館日)</p> <p>第 5 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、当該休日後最初に到来する休日でない日)。ただし、8 月 31 日が月曜日に当たる場合を除く。</p> <p>(2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日(市民図書室)にあつては、同月 28 日)から同月 31 日まで</p> <p>(3) 特別整理期間(1 会計年度において、10 日を超えない範囲内で教育委員会が指定する期間)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館日に休館し、又は休館日に開館することができる。</p> <p>(図書館資料及び視聴覚機材の貸出数、貸出期間及び申込開始日)</p> <p>第 9 条 図書館資料及び視聴覚機材を同時に貸出しできる数並びに図書館</p>

資料及び視聴覚機材の貸出し期間及び申込開始日は、次のとおりとする。

区分		数量	貸出期間	申込開始日
図書・雑誌資料		10冊以内 (分室にあつては、 6冊以内)	15日間	利用日当日
視聴覚資料	録音資料	5点 以内	15日間	利用日当日
	一般用映像資料	2点以内	15日間	利用日当日
	教材用ビデオテープ	3点以内	8日間	利用日当日
	16ミリ映画フィルム	3点以内	4日間	利用日前3カ月の利用日から起算して3月前の起算日に 相当する日
視聴覚機材	各1台	4日間		

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、同項に規定する数量、貸出期間及び申込開始日について変更することができる。

附 則(平成17年教委規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 年教委規則第 号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

資料及び視聴覚機材の貸出し期間及び申込開始日は、次のとおりとする。

区分		数量	貸出期間	申込開始日
図書・雑誌資料		6冊以内	15日間	利用日当日
視聴覚資料	録音資料	3点 以内	15日間	利用日当日
	一般用ビデオテープ	1点	8日間	利用日当日
	教材用ビデオテープ	3点以内	8日間	利用日当日
	16ミリ映画フィルム	3点以内	4日間	利用日前3カ月の利用日から起算して3月前の起算日に 相当する日
視聴覚機材	各1台	4日間		

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、同項に規定する数量、貸出期間及び申込開始日について変更することができる。

附 則(平成17年教委規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。